



KOYA INFORMATION



税理士法人 小山会計

2024' 7月



10日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2024年8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2024年8月の予定

- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 期限=31日迄
 - ・個人住民税第2期分の納付
 - ・個人事業税第1期分の納付
- 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

2024年9月の予定

- ・特別な処理事項なし



2024年9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※ ■ は事務所全体が休みです

あるユーザーのお話

24' July

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

先日、地元の経営塾の記念講演会に誘われたので行ってきました。塾長の講演の前に、「ネドじゅん」さんという人気ユーザーバ―(見た目は大阪の平凡なおかんですが、フォロワー数が一万二千人を超えるようです)のとても不思議なお話が聞けました。

講演会に参加した人の約半分は、この「ネドじゅん」さんのお話を聞きに来た方々のように「左脳さん、右脳さん。あなたにも体感できる意識変容の5ステップ」というアマゾンで一期ベストセラーになった書籍の著者ということ、思わず自分も衝動買い。冒頭「脳と意識を追求するおかん」という自己紹介から始まりました。

このおかんこと「ネドじゅん」さんは、若い頃に心身症を患い、心理ワークや精神医学に関心を持ったことをきっかけに、ある日突然、思考が消える経験をされたようです。皆さんは志向が消えた経験はありますか？と聞かれてどういいう意味だか理解できるのは、相当スピリチュアル度が高い方だけですよ。思考が消えるとうなるかという心 が安定してめちやくちや幸せで ストレスゼロの状態になるそうです。

この本には誰でもストレスフリーになる方法が詳しく書かれていますが、簡単に、さらにすぐに行けるわけではありません。訓練とトレーニングが必要のようです。思考が消えて

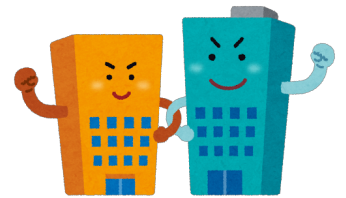
完全マインドフルネス状態になるステップとは、
①思考を止める ②直感を信じる ③「いま、ここに集中する ④思考に引き戻しに耐え、そのたびに直感を選ぶ ⑤思考の逆襲を乗り越えるの5ステップ。まずは、呼吸に意識を向けてのエレベーター呼吸法で、直感である右脳となることができなければスタートできないかも。誰もが強いストレスを感じる今の社会には、

この本の実践ワークで、言葉と思考と過去未来の左脳の思考を抑え、右脳の直感を頼りに生きることができれば少し安定した社会になるだろう。皆様はチャレンジしますか？
とここで「いま、ここ」で思い出したのですが、

六月十日の時の記念日に合わせ、日本経済新聞見開き2面白紙のセイコグループの新聞広告は見ましたか？下に小さく書かれていた文章が印象的でしたので紹介します。
「人々は未来からの逆算で現在を生きている。けれどもそれは「いまを生きる」ことになるのだろうか。時間を忘れるほど何かに没頭し、いまの瞬間にすべての情熱を注いできた人たちがその時代を変えてきた。大谷翔平選手もまた、そのひとりだ。私たちも、全力でこの瞬間を生きよう。未来のためにいまがあるのではなく、いまを大切にしたい先に未来があるのだから。」

(「左脳さん、右脳さん。あなたにも体感できる意識変容の5ステップ」ネドじゅん著と六月九日日本経済新聞セイコグループの新聞広告よりかなり抜粋)

中小企業のM&Aについて



【小売業、製造業、サービス業等の中小企業 M&A の事例】

中小企業 M&A の目的が多かったのが事業承継で、2025 年問題と呼ばれる**経営者の高齢化による後継者不足**が背景にあります。

中小企業 M&A で多かったのが、株式譲渡、株式交換、事業譲渡のうち、**株式譲渡**でした。それぞれメリットとデメリットがあり、企業の状況や目的に合わせて最適な方法を選択する必要があります。

【M&A の成功要因】

上記 M&A を成功させるために、事前に十分な説明を行い、専門家のサポートを受けたことが主な成功要因です。

【1人医療法人の M&A 状況】

1人医療法人の M&A 事例として、以下のようなものがあります。

後継者不足を解消するために、他の医療法人に事業を譲渡した事例などがあります。



【今後増えそうな農業 M&A の状況】

異業種企業による参入：食品メーカーや流通企業などが、農業分野へ M&A を通じて参入し、新たな事業展開を行う。

地域農業法人の連携：地域内の農業法人が M&A を通じて規模を拡大し、共同で生産や販売を行うことで、経営効率化やブランド力強化を行う。

事業承継：後継者不足に悩む農家が、M&A を通じて事業を譲渡することで、事業の継続を行う。

【M&A を検討する場合の注意点】

M&A の目的を明確にする：事業承継、経営再建、事業拡大など、M&A を検討する目的を明確にすることが重要です。

譲渡相手を慎重に選ぶ：経営理念やビジョン、財務状況などを精査し、自社にとって最適な譲渡相手を選ぶ必要があります。

M&A は複雑な手続きを伴うため、下記の方のアドバイスがとても重要です。私共では・・・

弁護士：M&A に関する法的なアドバイスを受けることができます。

会計士、税理士：M&A に関する税務上のアドバイスを受けることができます。

医療経営に詳しいコンサルタントに相談することができます。

農業経営に詳しいコンサルタントに相談することができます。



お困り事がございましたら、ぜひご相談ください。

(事業承継専門室長 森川 宜彦)



～ 相続に関する改正のトピックスまとめ ～

昨年から今年までの間に、**相続に関する法律や税制の改正**が行われています。改正についての主なトピックスの概要を挙げてみました。具体的な内容や気になる事項があるものについてはお問い合わせ下さい。

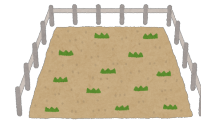
・ 相続登記の義務化（令和6年4月1日制度開始）



相続（遺言も含みます）によって不動産を取得した相続人は、その**所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。正当な理由なく義務に違反した場合は**10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の対象となります**ので、不動産を相続したら早めに相続登記の申請をしましょう。

・ 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日制度開始）



相続した土地について「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により管理できないまま放置されることで将来「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が**一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」**が創設されました。

・ 戸籍広域交付（令和6年3月1日施行）

戸籍法の改正により令和6年3月より戸籍証明書等の広域交付が始まりました。

以前までは相続等の手続の際に必要な戸籍謄本は本籍のあった市区町村へ請求しなければならなかったものが、**最寄りの市区町村窓口で証明書を入手できる**ようになりました（請求できる方や取得できる戸籍には制限があります）。

・ 令和6年分以降の贈与 相続開始前7年以内の贈与は相続税財産に加算 （令和5年度税制改正 令和6年1月1日施行）



令和6年分の贈与から相続又は遺贈により財産を取得した方がその**相続開始前7年以内**に**被相続人から贈与により取得した財産**がある場合には、その**取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算**します。改正前までは3年以内の贈与財産が対象であったため、対象となる期間が拡大されました。



火災保険の改定



令和6年7月

リスク対策室

リスクマネジメントの手法として火災保険が用いられますが、ここ数年保険料が値上げになっています。今年10月には更なる改定（値上げ）が予定されています。下記の記事をご覧ください。

火災保険料10%前後上げ

2024年5月8日 日経新聞（抜粋）

火災保険料は値上げが続く

時期	引き上げ幅
2015年10月	2～4%
2019年10月	6～7%
2021年1月	6～8%
2022年10月	11～13%
2024年10月（予定）	9～10%程度

10月以降、火災保険料を全国平均で10%前後上げる。平均引き上げは直近5年で4回目だ。平均15%だった前回（2013年10月）に連続して2回連続で高い上昇率となる。自然災害の多発で火災保険の収支は厳しく、保険料の上昇が続いて契約者の負担が重くなる可能性がある。

損保4社 災害多発で10月以降 黒字化へ審査も厳しく

様々な商品やサービスの価格が高騰する中で、火災保険の保険料も上げることになります。

対抗策として我々として出来ることはあるのでしょうか。いくつかの例をあげますとー

1 新たな保険への切替

保険料が上がる前の条件で加入する。いわゆる「駆け込み」での契約で保険料を抑えられます。

加入中の火災保険の期間が満了するのを待たずとも(更改前に)、その前に切り替えることが可能です。

2 補償内容の見直し

更新や切替にあたり補償の内容を精査し、不要なものを外すなどして保険料を削る。

地震保険を付けるか等を含め、要る、要らないを再度考えることで保険料削減が可能です。

火災



水災



3 必要保障額を検討する（ライフステージを考慮する）

最近の火災保険は「新規取得価額」が補償されるものが主流です。簡単にいうと家が全損した場合に取得した時と同じ価値のものが得られるということです。しかし、新築した時から家族構成が変わり当初4人家族だったものが現在では2人ということもあります。今現在、本当に必要な住宅が2人が住めるもので良ければ、火災保険の補償額を下げることで保険料を抑えることもできます。

取得時は4人家族



子供が独立し
夫婦2人暮らし



例えば 2009年10月に加入した火災保険を2024年10月に同じ建物2500万円 家財1000万円

保険料は5年で約10万円

条件で更新すると

保険料は5年で約20万円

15年後

見直し

2024年9月に早期更改で建物1800万円（補償減）家財200万円（ ” ）

保険料は5年で約15万円

上記はあくまでも概算ですが、このように保険料負担を抑えることが可能です。

小山会計リスク対策室がお役に立てることは

●火災保険の内容見直し(無料)

内容点検と変更にあたっての提案をいたします。お気軽に声をかけてください。

10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食費}$$

インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

消費税率10%

	インボイス発行事業者	左記以外*
① R6.4.1~R8.9.30		10,784円
② R8.10.1~R11.9.30	11,000円	10,476円
③ R11.10.1~		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

		飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
① 期末資本金の額等が100億円超の法人等		損金不算入		
② ①③以外の法人	接待飲食費に係る損金算入の特例※3	損金算入	50%損金算入	損金不算入
③ 中小法人等※1※2	中小法人に係る損金算入の特例※3		合計年800万円まで損金算入	

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長

令和6年9月6日（金）の午後 は、弊社は都合により
休業させていただきます。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



労務トピック 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が成立しました

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正法が成立しました。

◆育児・介護休業法の改正ポイントと施行日

- ① 3歳以上、小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ② 小学校入学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能となります。【施行日：令和7年4月1日】
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ④ 子の看護休暇が見直されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。【施行日：令和7年4月1日】

◆次世代育成支援対策推進法の改正ポイントと施行日

- ① 法律の有効期限が、令和17（2035）年3月31日までに延長されました。【施行日：公布の日（令和6年5月31日）】
- ② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が従業員数100人超の企業に義務付けられます。【施行日：令和7年4月1日】

詳細は今後政省令で定められますので、注視しておく必要があるでしょう。

詳しくは、【厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」】をご確認ください。



編 集 後 記

現在の梅雨の時期が過ぎると、また今年も本格的な暑い夏の季節がやってまいります。夏の食べ物といえば「スイカ」を一番に思い浮かべる方も多いのではないかと思います。子供の頃、海水浴場などでスイカ割りをしたり、川などで冷やしたスイカを家族や友達と食べたり…ただ、スイカという食べ物の正体は、実ははっきりしていないようです。私は今まで、スイカは果物だと思っていましたが、実際はスイカが野菜なのか果物なのか、統一された定義がないようです。スイカの生産者側と消費者側の視点によって扱いが変わり、野菜とも果物ともいえ、生産者の視点では栽培方法や特性から野菜に分類されていますが、消費される時には果物として扱われており、農林水産省では「果実的野菜」として扱われているようです。またスイカの他に、メロンやイチゴもそのような扱いになるそうです。スイカなどを野菜と言われましてもあまりピンときませんが、スイカは栄養価が豊富で体に良い作用があるので、そういうところが野菜なのかなと思います。しかし一方で、スイカの食べ過ぎによる体調の変化には注意が必要です。まず、スイカには利尿・発汗作用がありますので、その作用が継続すると必要以上に体温を下げ、身体が冷える原因になってしまいます。それからスイカは甘いので（可食部150gあたりのカロリーは56kcal、糖質は13.8g）、食べすぎはカロリー、糖質過多になってしまいます。また、スイカの水分量は全体の90%を占めますので、食べ過ぎると一度に胃の中に多量の水分が入り、胃液が過度に希釈され食べ物の消化に悪影響を与えてしまいます。夏の季節、冷やすと甘くてとっても美味しいスイカですが、食べ過ぎには注意したいものですね。 ※雑学豆知識のオアシスより抜粋 （編集担当 荻原）